

証券取引等監視委員会 中期活動方針(第10期)

～信頼され魅力ある資本市場のために～

証券取引等監視委員会
事務局長 松尾 元信

令和2年9月18日
一橋大学大学院
グローバル金融規制フォーラム研究会

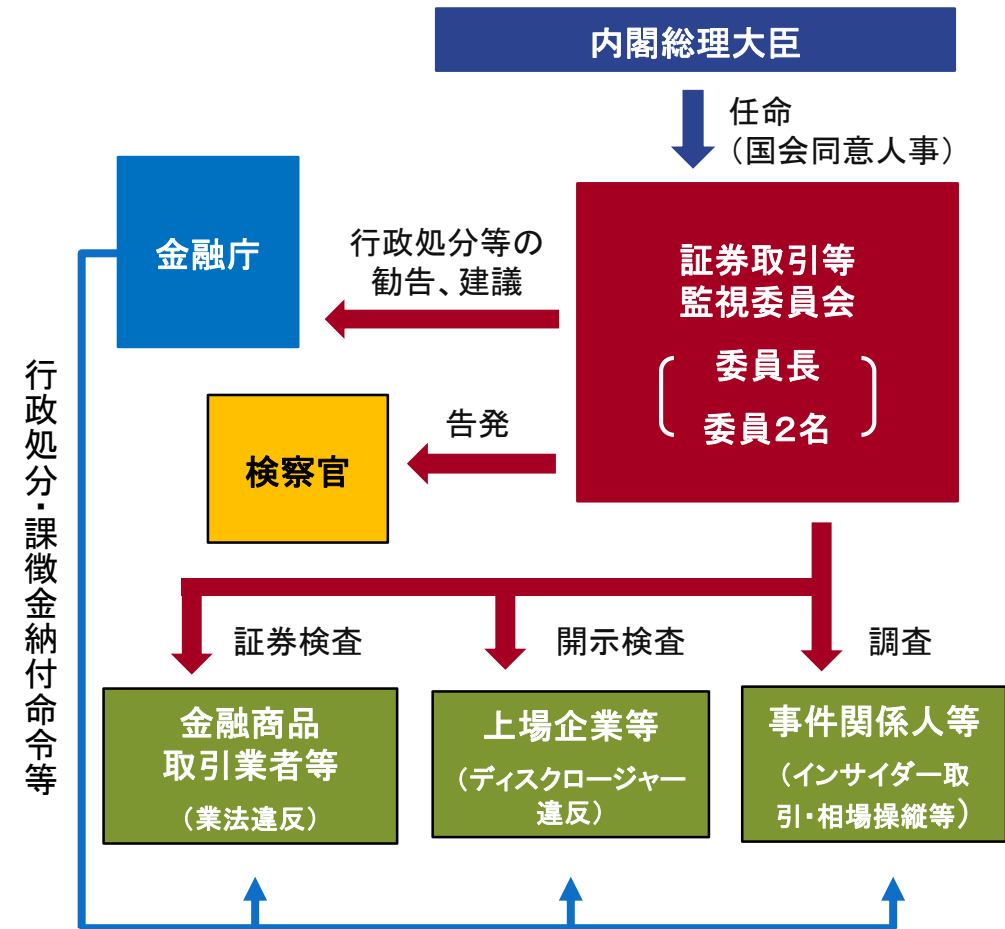
目次

- 1. 証券取引等監視委員会について … P2
- 2. 中期活動方針(第10期)について … P15
- 3. 直近の勧告等の事例 … P27

1. 証券取引等監視委員会 について

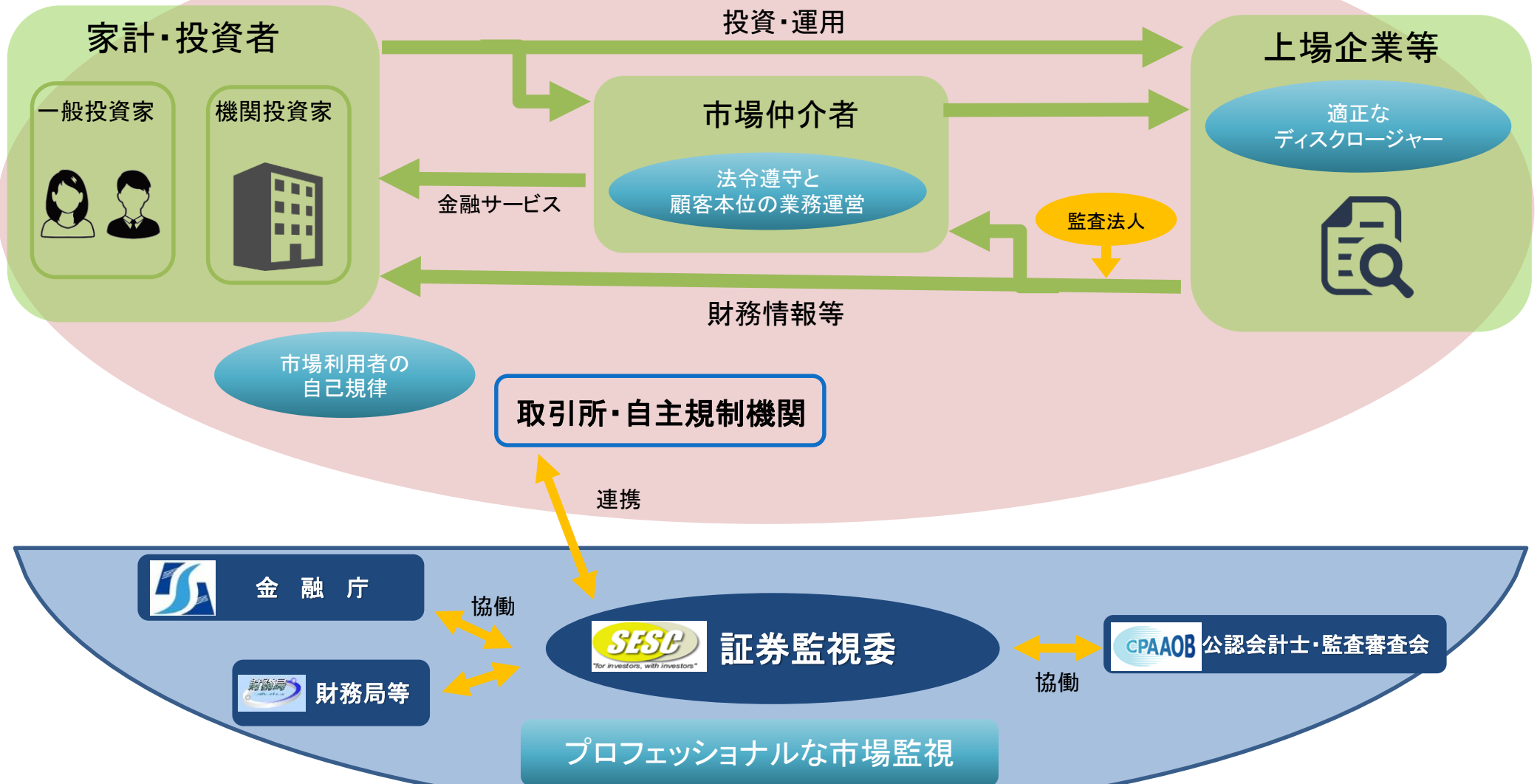
I 証券取引等監視委員会の組織・目的

- ◆ 証券監視委は、委員長及び委員2名で構成される合議制の機関として金融庁に設置(平成4年発足)。
- ◆ 委員長及び委員は、内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使(任期3年)。
- ◆ 市場の公正性・透明性確保、投資者保護等を目的に活動。
 - インサイダー取引・相場操縦等の不公正取引に対する調査
 - 上場企業等のディスクロージャー違反に対する開示検査
 - 金融商品取引業者等の法令違反行為等に対する証券検査
 - 上記の調査・検査結果を踏まえた行政処分・課徴金納付命令の勧告や告発を実施 等



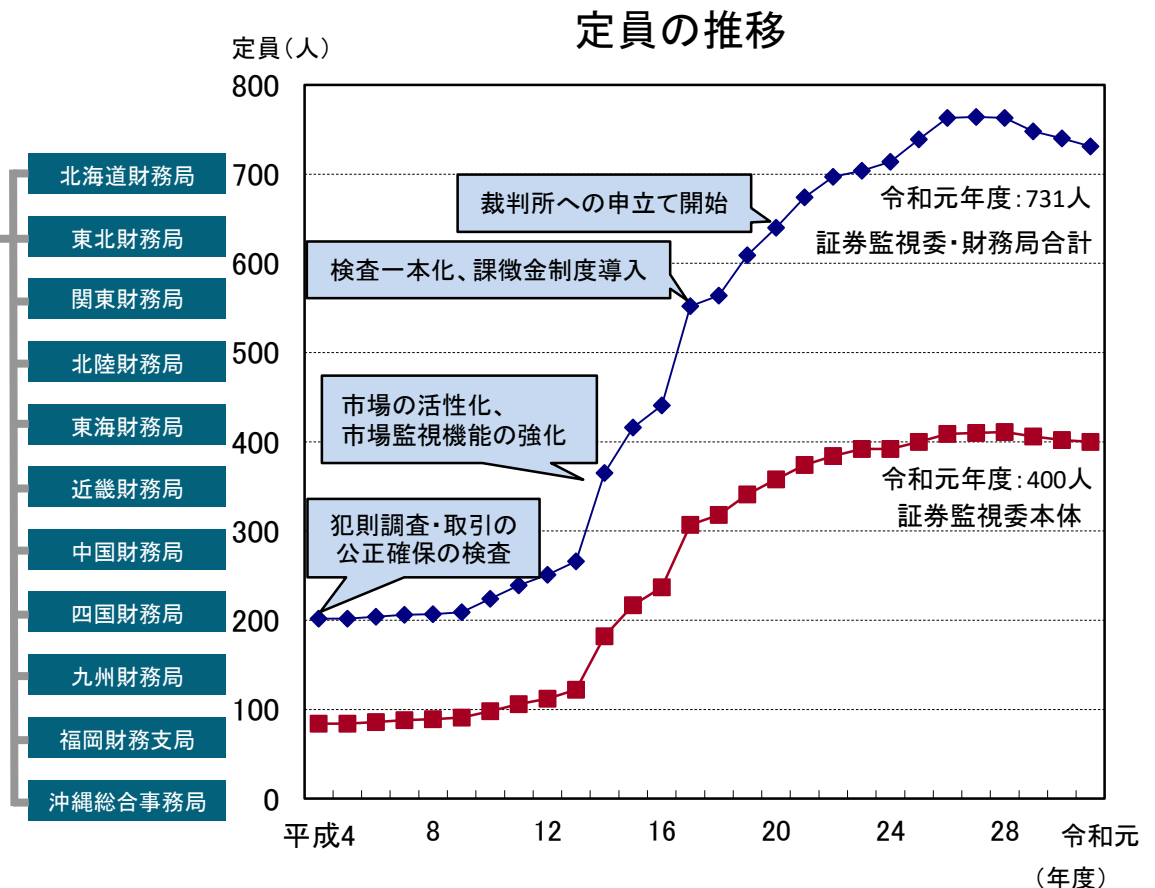
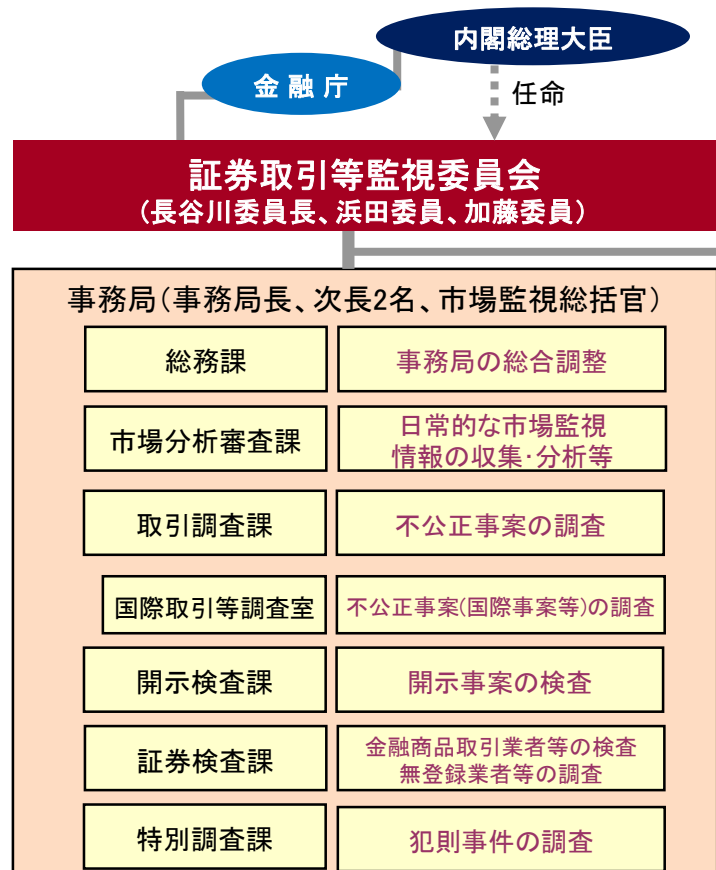
市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現

強固な信頼を確立した資本市場



(参考)証券取引等監視委員会(含財務局等)の機構・定員

- ◆ 証券監視委の下に、総務課、市場分析審査課、取引調査課、開示検査課、証券検査課及び特別調査課の6課からなる事務局が置かれている。
- ◆ また、地方組織の財務局等に、主として地方の金融商品取引業者に対する検査等を担当する職員が配置。
- ◆ これら全てを合計した職員数は731名(令和元年度末定員。うち、証券監視委は400名)。



Ⅱ 証券取引等監視委員会の活動

ー1 市場分析審査

情報の入口：様々な情報の収集・分析を行うとともに、不公正取引の端緒を発見



市場モニタリング：市場に関する幅広い情報の入手、分析

- ・ 経済情勢、経済動向等に係るマクロ分析によるフォワード・ルッキングな市場監視
- ・ 発行市場、流通市場と個別企業の動向を把握（新たな商品、取引等を含む）
- ・ 一般投資家等からの情報受付（年間6～7千件）
- ・ インターネット上のサイト、マスコミ、雑誌等の記事をチェック
- ・ 自主規制機関の上場管理部門との連携（緊密な情報交換）

※ 市場モニタリング機能の充実・強化のため、平成28年6月に市場分析審査課内に「市場モニタリング室」を設置

情報共有



取引審査：証券取引における不公正取引の端緒の早期発見

- ・ インサイダー取引や相場操縦、偽計等について、証券会社や取引所から注文データ等入手し審査（年間約1,000件）
- ・ 不公正取引の疑いのある事案について、調査・検査部門に送付
- ・ 自主規制機関の売買審査部門との連携（緊密な情報交換）

事案送付

調査・検査に活用



Ⅱ 証券取引等監視委員会の活動

ー2 不公正取引の調査(①取引調査)

インサイダー取引や相場操縦等の不公正取引を行った者に対し、タイムリーな調査を実施

立入検査や質問調査の実施

- ・ インサイダー取引、相場操縦、偽計(架空増資等)等の不公正取引の有無について、取引を行った者や上場企業等に対し、立入検査や質問調査を実施。
- ・ 最近では、上場企業によるデータ偽装不祥事など、社会的に大きな問題となった事案のインサイダー取引の調査等を実施。



調査等の結果、違反行為が認められた場合



課徴金納付命令勧告

- ・ 内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令の発出を求める「勧告」を実施。

- ・ インサイダー取引の違反行為者は、会社関係者(役職員、契約締結者・交渉者等)と第一次情報受領者(取引先、親族、友人等)に大別される。最近では、第一次情報受領者が過半を占める。
- ・ 相場操縦の違反行為者は、大半が個人投資家であり、インターネット取引による事例が多い。

Ⅱ 証券取引等監視委員会の活動

ー2 不公正取引の調査(②国際取引等調査)

クロスボーダー取引及びプロ投資家による不公正取引の調査を専門に実施

クロスボーダー取引の調査

- ・ 海外からの発注による不公正取引の調査を実施。
- ・ 海外当局に対し、多国間情報交換覚書(MMOU※)に基づく情報提供を依頼。
- ・ 提供された情報を参考に、調査を実施。

プロ投資家による取引の調査

- ・ プロ投資家による不公正取引の有無について、立入検査や質問調査を実施。



調査の結果、違反行為が認められた場合

課徴金納付命令勧告

- ・ 内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令の発出を求める「勧告」を実施。

(※) 証券監督者国際機構(IOSCO)が策定した各国証券監督当局間の協議・協力及び情報交換の枠組み(R1.12現在で124の当局が署名)

- ・ IOSCO: International Organization of Securities Commissions
- ・ MMOU: Multilateral Memorandum of Understanding

Ⅱ 証券取引等監視委員会の活動

一3 開示検査

上場会社等の開示書類の検査を通じた、適正なディスクロージャーの確保

各種情報の収集・分析

- ・ 情報提供窓口等、さまざまなチャネルを通じた情報の収集・分析
- ・ フォワード・ルッキングな視点等、さまざまな視点による上場企業等の継続的監視



上場会社等に対する検査

開示書類(有価証券届出書・有価証券報告書・大量保有報告書等)の虚偽記載等の開示規制違反が疑われる上場会社等に対する検査の実施



課徴金納付命令勧告等

検査等の結果、開示規制違反が認められた場合

- ・ 開示書類における重要な事項についての虚偽記載等の開示規制違反が認められた場合には、当該上場会社等に対する課徴金納付命令を求める「勧告」を実施。
- ・ 勧告を実施しない場合でも、必要に応じ、開示書類の自発的な訂正等を慫慂。



再発防止・未然防止

- ・ 開示規制違反の背景・原因等を究明した上で、当該上場会社等の経営陣との議論
- ・ 問題意識の共有を通じて、適正なディスクロージャーに向けた体制の構築・整備を慫慂。

Ⅱ 証券取引等監視委員会の活動

一4 証券検査

証券モニタリング等を通じて、投資者が安心して投資を行える環境を確保

効果的・効率的なモニタリングの実施

- ・ 約7, 500社[※]に及ぶ全ての金融商品取引業者等に対し、効果的・効率的にモニタリングを実施するため、オンサイト・オフサイト一体となって継続的にモニタリングを実施
- ・ モニタリングにおいては、ビジネスモデルの分析、それを支えるリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施し、リスクベースでオンサイト・モニタリングの対象先を選定

※ 令和元年10月末時点の数値



オンサイト・モニタリングの実施

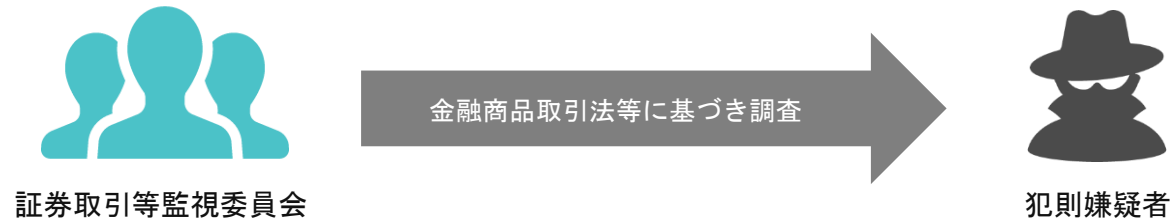
- ・ 商品内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で業務運営の適切性等について検証
- ・ 問題が認められた場合には、法令違反行為の指摘にとどまらず、経営方針、ガバナンス、人事・報酬体系等の観点からも検証し、問題の根本原因を究明
- ・ 重大な法令違反には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、行政処分等を求める勧告を実施



Ⅱ 証券取引等監視委員会の活動

一5 犯則調査

重大・悪質な違反行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求める



重大・悪質な違反行為の調査

インサイダー取引、相場操縦、有価証券報告書虚偽記載等の違反行為のうち、重大・悪質なものを調査。

任意調査

犯則嫌疑者や関係者等に対しての質問、所持する物件の検査等を実施。

強制調査

裁判官が発する許可状により、犯則嫌疑者や関係者の会社や個人宅に立ち入り、関係資料等を差押え。

※ 調査には、公認会計士、IT専門家(電子データの確保・分析)等が参加

告発

調査の結果に基づき、犯則嫌疑者を検察官に告発

証券取引等監視委員会の軌跡 ①

平成4年の発足以来、犯則事件の調査にとどまらず、行政調査を拡大し、市場監視機関としての機能を強化。

<監視委の体制等の変遷>

平成4年7月 大蔵省に証券監視委が設立
(設立時2課:総務検査課、特別調査課)

平成10年6月 金融監督庁に移管

平成13年1月 中央省庁再編に伴い、金融庁に移管

平成17年4月・7月 課徴金制度の導入に伴い、
取引調査権限・開示検査権限が付与

平成19年9月 ファンド等に対する検査権限追加

平成20年12月 裁判所に対する無登録業者等の違反行為の
禁止・停止の申立て等の権限追加

<主な出来事>

平成5年

刑事告発

日本ユニシス(株)株券に係る相場操縦等

平成17年

刑事告発

カネボウ(株)に係る有価証券報告書の
虚偽記載

平成18年

刑事告発

(株)ライブドアマーケティング株券に
係る風説の流布、偽計

刑事告発

(株)ニッポン放送株券に係る
インサイダー取引

証券取引等監視委員会の軌跡 ②

平成4年の発足以来、犯則事件の調査にとどまらず、行政調査を拡大し、市場監視機関としての機能を強化。

＜監視委の体制等の変遷＞

平成23年7月 現行の6課（総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課、特別調査課）体制に移行

平成23年8月 クロスボーダー等の不公正取引に対応するため、取引調査課に国際取引等調査室を設置

平成26年4月 取引推奨行為等に対するインサイダー取引規制導入

平成27年4月 電磁的記録の証拠保全（デジタル・フォレンジック）に対応するため、情報解析室を設置

平成30年4月 高速取引行為者に対する検査権限追加

令和2年5月 暗号資産デリバティブ取引や、電子記録移転権利を取り扱う金商業者に対する検査権限追加

＜主な出来事＞

平成24年

刑事告発・課徴金勧告

オリンパス(株)に係る有価証券報告書の虚偽記載

処分勧告・刑事告発

AIJ投資顧問(年金基金)

平成25年

処分勧告

MRI INTERNATIONAL
(米国の診療報酬債権ファンド)

平成27年

課徴金勧告

(株)東芝に係る有価証券報告書等の虚偽記載

平成28・29年

処分勧告・刑事告発

アーツ証券(レセプト債)

平成30年

刑事告発

日産自動車(株)に係る有価証券報告書の虚偽記載

課徴金勧告

三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)による長期国債先物に係る相場操縦

海外の主要市場監視当局



Financial Conduct Authority
(英国)



Bundesanstalt für
Finanzdienstleistungsaufsicht
(ドイツ)



Autorité des marchés
financiers
(フランス)



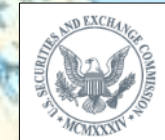
European Securities and
Markets Authority
(欧州)



Monetary Authority of
Singapore
(シンガポール)



証券取引等監視委員会
(日本)



U.S. Securities and Exchange
Commission
(米国)



Securities and Futures
Commission
(香港)



Australian Securities and
Investments Commission
(オーストラリア)

2. 証券取引等監視委員会 中期活動方針(第10期)について

～信頼され魅力ある資本市場のために～

資本市場を巡る外的環境・リスク(家計・投資者)

家計・投資者

一般
投資家



機関
投資家



投資者層の拡大

- ・顧客の高齢化
- ・幅広い投資者層の拡大

取引手法

- ・不公正取引等の巧妙化・複雑化

新商品

- ・総合取引所の実現
- ・暗号資産デリバティブ取引/ICO の拡大

リスクの高まり

- ・世界的な低金利環境の下、高リスク/低流動性ファンド等への資金流入
- ・資本市場のグローバル化/各種金融市場の緊密化

資本市場を巡る外的環境・リスク(家計・投資者)

【外的環境・リスク】

投資者層の拡大

- ・高齢化の進展
- ・幅広い投資者層の拡大

取引手法

- ・不公正取引等の巧妙化・複雑化

新商品

- ・総合取引所の実現
- ・暗号資産デリバティブ取引/ICO の拡大

リスクの高まり

- ・世界的な低金利環境の下、高リスク/低流動性ファンド等への資金流入
- ・資本市場のグローバル化/各種金融市場の緊密化

【モニタリングの着眼点】

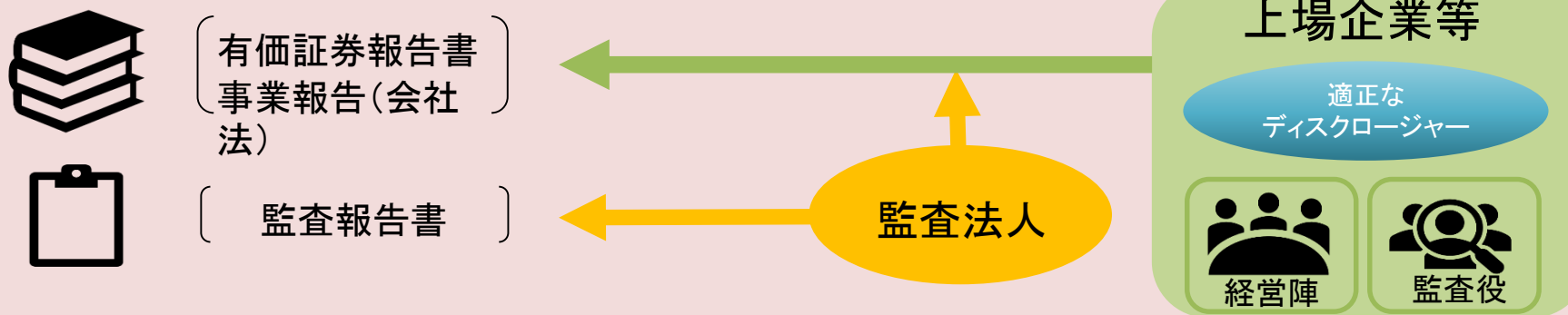
- ・高齢者を含む多様な投資者への販売・勧誘態勢に対するモニタリング強化
- ・投資者被害事案に対する積極的取り組み

- ・デジタル空間(SNS 等を含む)に対するモニタリングの強化
- ・非定型/新類型の事案等への多角的・多面的な分析・検証

- ・上場コモディティ市場/暗号資産デリバティブ取引等のモニタリング

- ・オルタナティブファンド等に対するモニタリング強化
- ・あらゆる取引・市場(株式/債券市場、現物/デリバティブ市場、発行/流通市場等)を網羅的に監視
- ・クロスボーダー事案の特質に応じた効果的・効率的な調査・検査

資本市場を巡る外的環境・リスク(企業開示・会計)



- ・ガバナンスの機能不全
- ・経営陣のコンプライアンス意識の欠如

**ガバナンス
・内部統制**

- ・企業活動のグローバル化
- ・クロスボーダー取引の拡大

グローバル化

- ・コロナ禍に乗じた不正会計

コロナ禍

資本市場を巡る外的環境・リスク(企業開示・会計)

【モニタリングの着眼点】

- ・検査着手時における対象企業のガバナンスの有効性検証
- ・開示規制違反の背景・原因を究明し、再発防止・未然防止のための対象企業経営陣との対話

- 【外的環境・リスク】
- ガバナンス・内部統制
- ・ガバナンスの機能不全
 - ・経営陣のコンプライアンス意識の欠如

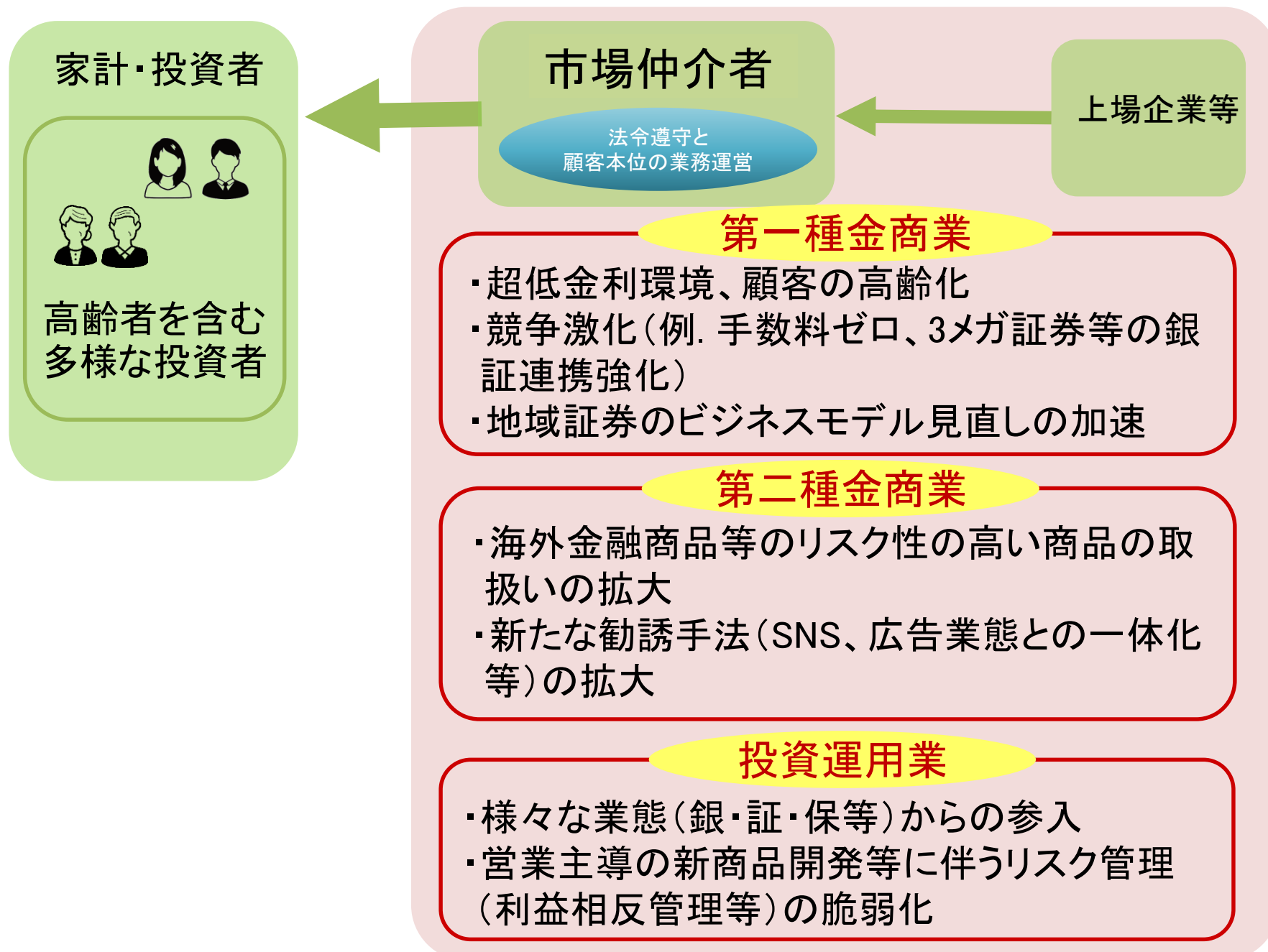
- ・海外子会社や海外取引の実態解明等
- ・当局間の情報交換枠組みの活用など海外当局との連携強化

- グローバル化
- ・企業活動のグローバル化
 - ・クロスボーダー取引の拡大

- ・有価証券報告書のリスク情報、MD&Aなど、非財務情報の記載内容の検証
- ・減損損失計上の要否の検証

- コロナ禍
- ・コロナ禍に乗じた不正会計

資本市場を巡る外的環境・リスク(市場仲介者)



資本市場を巡る外的環境・リスク(市場仲介者)

【オフサイトモニタリングの着眼点】

- ・グループ全体の戦略や運営方針その他特性の把握
- ・ビジネスモデルを含めた多角的な観点でのリスクアセスメント(例. 過大な営業目標等による不適切営業の有無)

【外的環境・リスク】

【オンサイトモニタリングの着眼点】

第一種金商業

- ・超低金利環境、顧客の高齢化
- ・競争激化(例. 手数料ゼロ、3メガ証券等の銀証連携強化)
- ・地域証券のビジネスモデル見直しの加速

- ・商品、取引スキームの分析
- ・新たな金融商品を利用した回転売買の増大等
- ・銀証一体型の営業に伴う優越的地位の乱用リスクの増大
- ・銀証一体によるモニタリング

第二種金商業

- ・海外金融商品等のリスク性の高い商品の取扱いの拡大
- ・新たな勧誘手法(SNS、広告業態との一体化等)の拡大

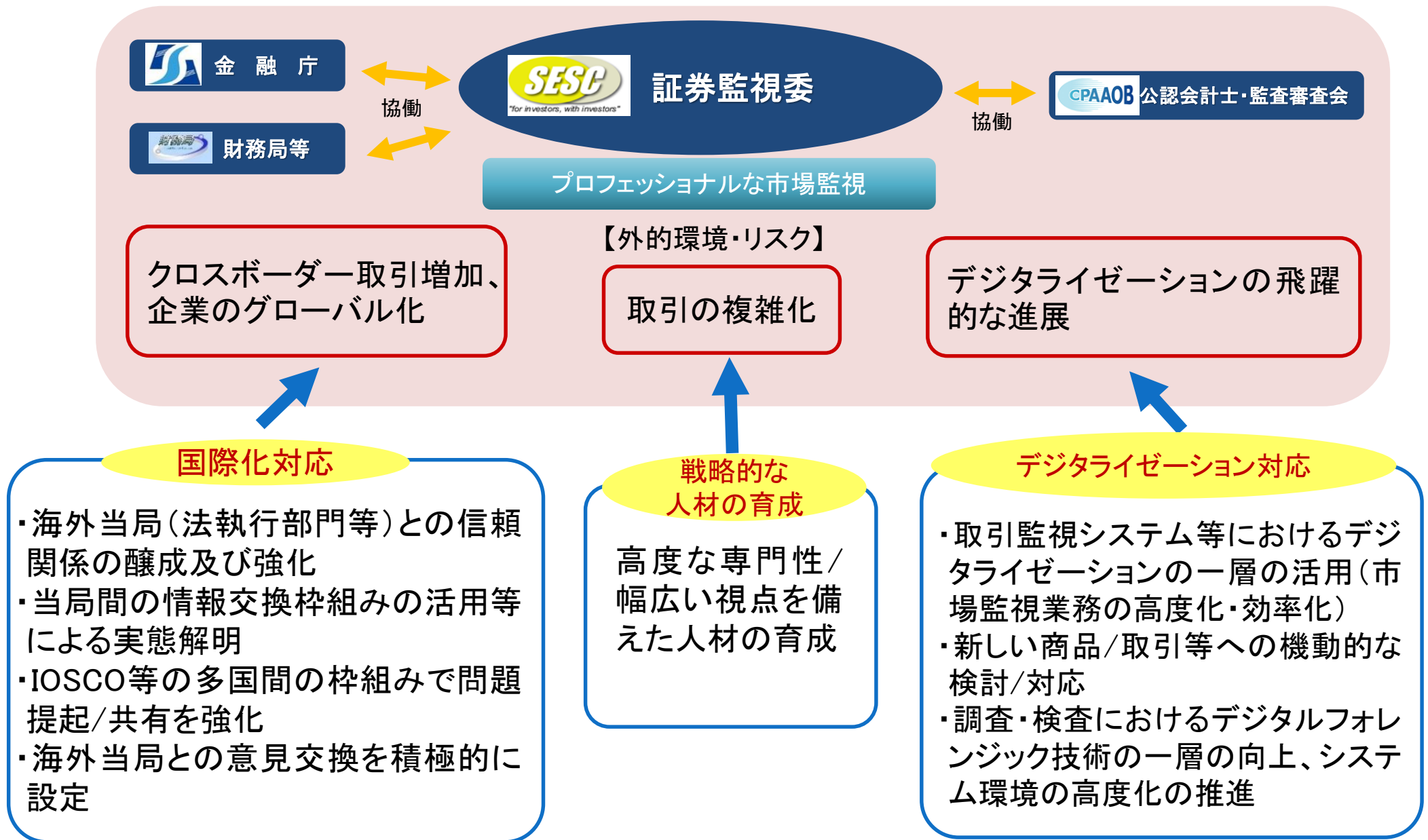
- ・事業報告書の相対比較
- ・苦情・相談、広告、ウェブ情報等の分析を中心としたリスクアセスメント

投資運用業

- ・様々な業態(銀・証・保等)からの参入
- ・営業主導の新商品開発等に伴うリスク管理(利益相反管理等)の脆弱化

- ・低流動性ファンドの増大に伴う大型解約/支払停止リスクへの備え
- ・「利益相反」「バリュエーション」管理の検証

国際化・人材育成・デジタイゼーション



証券取引等監視委員会 中期活動方針（第10期）

～信頼され魅力ある資本市場のために～

証券監視委の使命

- 的確・適切な市場監視による
1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
 2. 資本市場の健全な発展への貢献
 3. 国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委が目指す市場の姿

市場参加者が、資本市場の健全な発展及び投資者保護の確保という目標を共有し、それぞれに期待される役割の遂行や専門性の発揮(※)によって、強固な信頼を確立した資本市場

- (※) 上場企業等による適正なディスクロージャー
市場仲介者による法令遵守と顧客本位の業務運営
市場利用者による自己規律
プロフェッショナルな市場監視

活動理念・目標

公正・中立

説明責任

フォワード・
ルッキング

実効性・
効率性

関係機関と
の協働

最高水準の
追求

＜これらの活動理念の下、以下の市場監視の実現を目指す＞

網羅的な市場監視(広く)

- ・ 新たな商品・取引等への対応
- ・ あらゆる取引・市場を網羅的に監視
- ・ 高齢者を含む多様な投資者の保護
- ・ 全体像の把握(部分から全体へ)
- ・ 国内外の関係者に向けた幅広い情報発信

機動的な市場監視(早く)

- ・ 問題の早期発見・着手
- ・ 早期の対応による未然防止
- ・ 迅速な実態解明・処理による問題の早期是正

深度ある市場監視(深く)

- ・ 問題の根本原因の究明
- ・ 深度ある分析を通じた市場の構造的な問題の把握

環境認識

市場・企業活動のグローバル化/各種金融市場の緊密化の更なる進展

グローバル経済の先行きを巡る不確実性の高まり

デジタルイゼーションの飛躍的な進展

国民の安定的な資産形成や資金の好循環に向けた取組みの深化

施策

(1)内外環境を踏まえた情報収集力の向上

- 市場環境のマクロ的な視点での分析等によるフォワード・ルッキングな市場監視
- 様々な金融市場に対する横断的な市場監視
- 海外当局との連携強化による情報収集力等の強化及び市場監視への活用

(2)深度ある分析と迅速かつ効果的・効率的な調査・検査の実施

- 事案の態様に応じた多角的・多面的な分析・検証
- 不公正取引や開示規制違反への迅速な課徴金納付命令勧告等
- クロスボーダー事案の特質に応じた効果的・効率的な調査・検査
- 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応
- リスクアプローチに基づく効果的・効率的な証券モニタリング
- 投資者被害事案に対する積極的な取組み

(3) 市場規律強化に向けた実効的な取組み

- 調査・検査から得られた知見の多面的・複線的な活用
- 違反行為等の再発防止等に向けた根本原因の究明と対話の推進
- 違反・不適切行為の未然防止に向けた国内外への情報発信強化
- 市場監視の空白を作らないための取組みの深化

(4) デジタルイゼーション対応と戦略的な人材の育成

- デジタルイゼーションを活用した市場監視業務の高度化・効率化
- デジタルイゼーションの飛躍的進展に伴う新しい商品・取引等への機動的な対応
- 高度な専門性及び幅広い視点を備えた人材の戦略的な育成

(5) 国内外の各機関等との連携

- 自主規制機関との更なる連携強化による効果的・効率的な市場監視
- 多様な市場関係者と連携した市場規律の強化
- グローバルな市場監視への貢献を通じた国際連携の強化

PDCAサイクルによる市場監視態勢の不断の見直し

○ 証券監視委自身のPDCA

⇒ 市場を取り巻く環境の変化に応じて、自らの課題を洗い出し、適切に対応

○ 外部の有識者の意見の活用

⇒ 外部の有識者の意見などを活用し、市場監視業務について、不断の見直しを実施

令和2事務年度 金融行政方針(抄)

2. 高い機能を有し魅力ある金融資本市場を築く

(5) 網羅的で(広く)・機動的で(早く)・深度ある(深い)市場監視

- 足元で金融資本市場の不安定な動きもみられる中、デジタル化の進展を踏まえ、網羅的で・機動的で・深度ある市場監視、すなわち、広く、早く、深い市場監視を実施する。
- 投資家の不安に乗じた悪質な取引への対応等を行い、市場の公正性・透明性の確保及び投資家保護を図る。

① 網羅的な市場監視(広く)

- ・ 株式、債券やデリバティブなど様々な金融資本市場の動向や課題について分析を行うほか、業種ごとに顕在化が懸念されるリスクを分析し問題の未然防止・早期発見につなげる。
- ・ 企業のグローバル化に伴う海外子会社等の不正会計を踏まえ、海外当局や市場関係者との連携強化を通じた実態把握や、事案の公表における分かりやすい情報発信を通じ、市場の規律強化を図る。
- ・ 取引監視システム等の高度化やデジタルフォレンジック技術の向上など、市場監視業務のデジタル化を推進するとともに、高度な専門性を持った人材の育成に取り組む。

② 機動的な市場監視(早く)

- 金融資本市場に不安定な動きがみられる足元において、相場操縦等の不正行為等について、警戒水準を高めて機動的な市場監視を実施する。

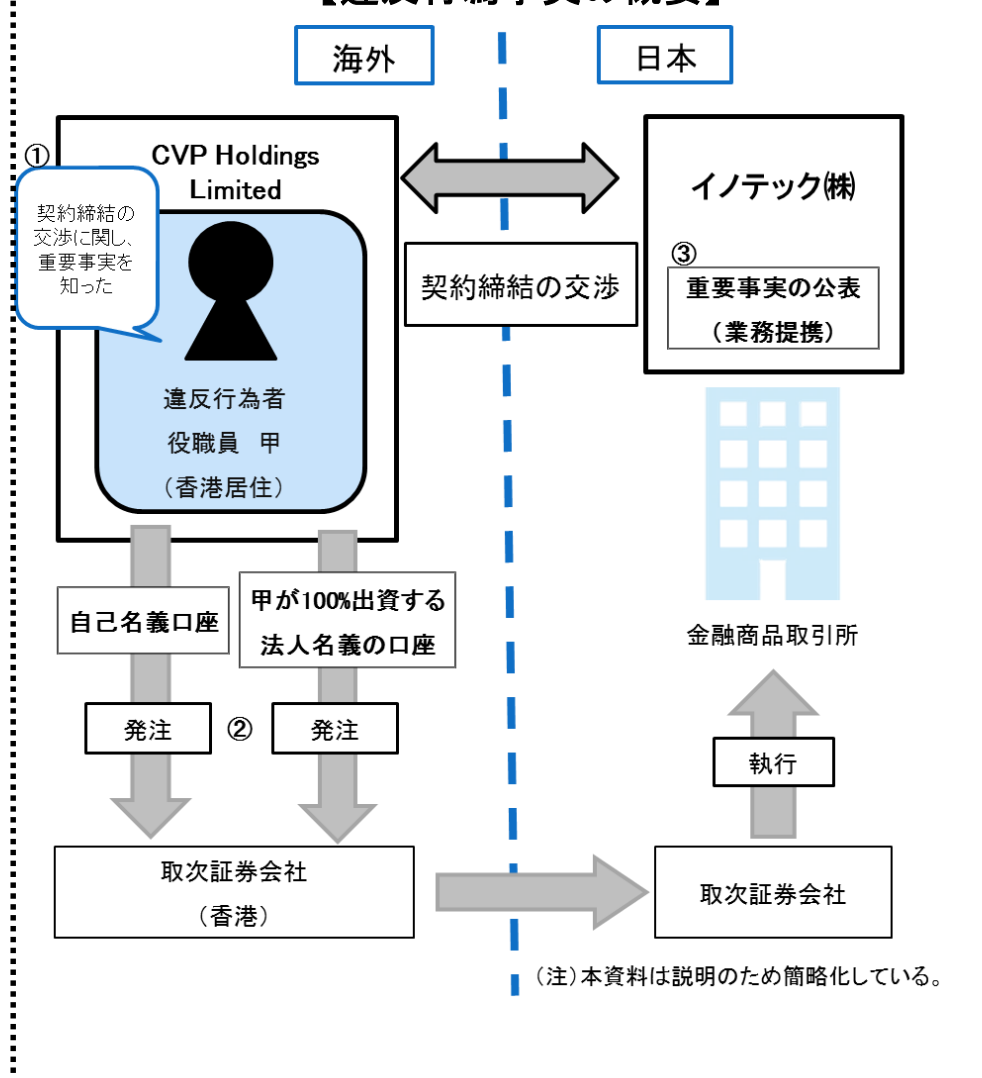
③ 深度ある市場監視(深い)

- 課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査を積極的・機動的に行うことに加え、重大で悪質な事案については的確に刑事告発を行うなど、厳正に対処する。
- 証券モニタリングにおいては、証券取引等監視委員会と金融庁等関係機関との間の連携を強化し、
 - ・ 高齢者を含む多様な投資家保護の観点から、適合性の原則の明確化 等を踏まえた顧客本位の業務運営の定着状況や、コロナ禍の影響下における顧客対応やビジネスモデルの変化についてモニタリングを実施する。
 - ・ 無登録業者についても、裁判所への申立てに係る調査権限を積極的に活用する。
- 不正行為等の監視や各種取引における注文執行の状況等の検証を行う観点から、複数の市場(取引所・PTS・ダークプール)をまたぐ取引の実態把握を進める。

3. 直近の勧告等の事例

海外に居住するイノテック株式会社との契約締結交渉者の役職員による内部者取引(勧告日:R1.12.6)

【違反行為事実の概要】



<事案概要>

・ 課徴金額 1億9,625万円

・ 概要

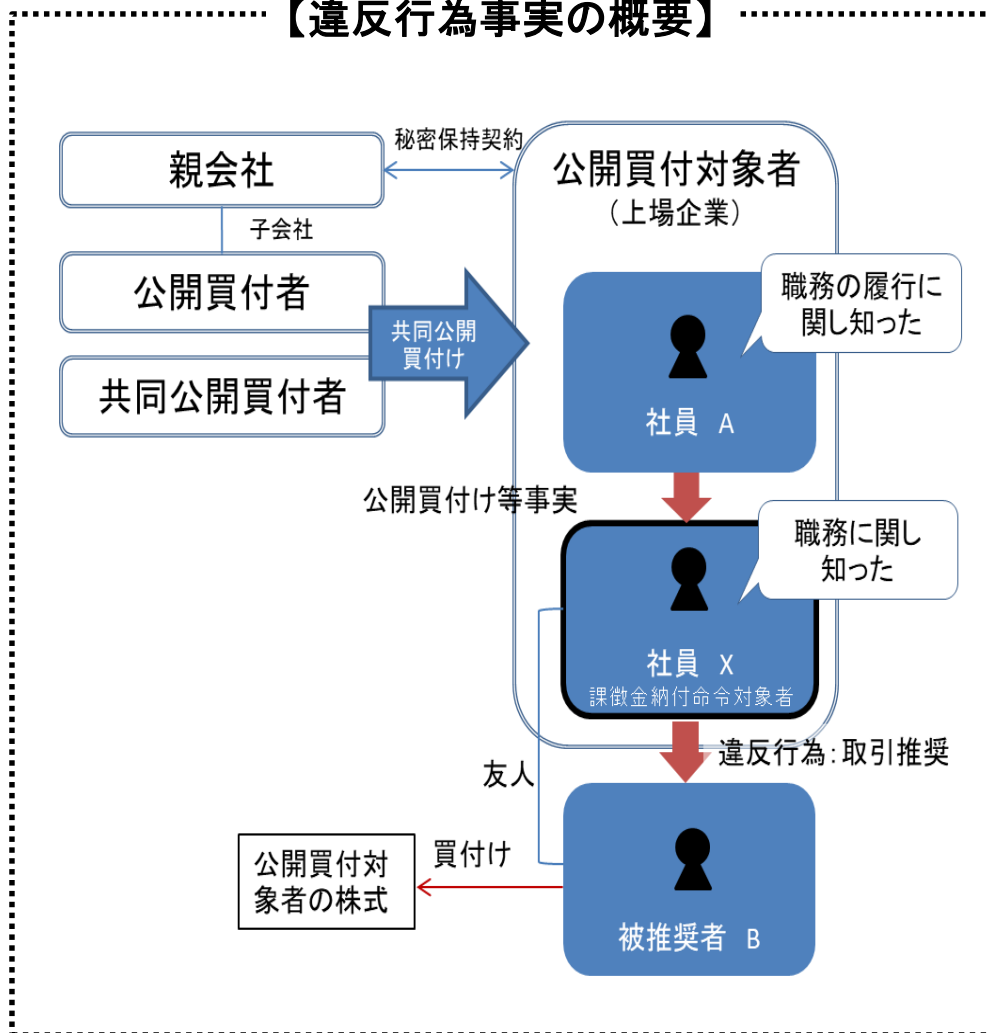
日本の上場会社と、株式の取得を伴う業務上の提携の交渉をしていた香港法人の役職員が、その上場会社が業務提携を行う決定をしたこと(重要事実)を知りながら、重要事実の公表前に、自己及び同族会社の計算で、その上場会社の株式を買い付けたもの。

<本事案の特色>

本事案の課徴金額は、内部者取引に対する課徴金額としては過去最高額。

ポケットカード(株)社員による公開買付けの実施に関する事実に係る推奨行為に対する課徴金納付命令勧告(勧告日: H30.8.31)

【違反行為事実の概要】



<事案概要>

- 課徴金額 194万円
- 概要

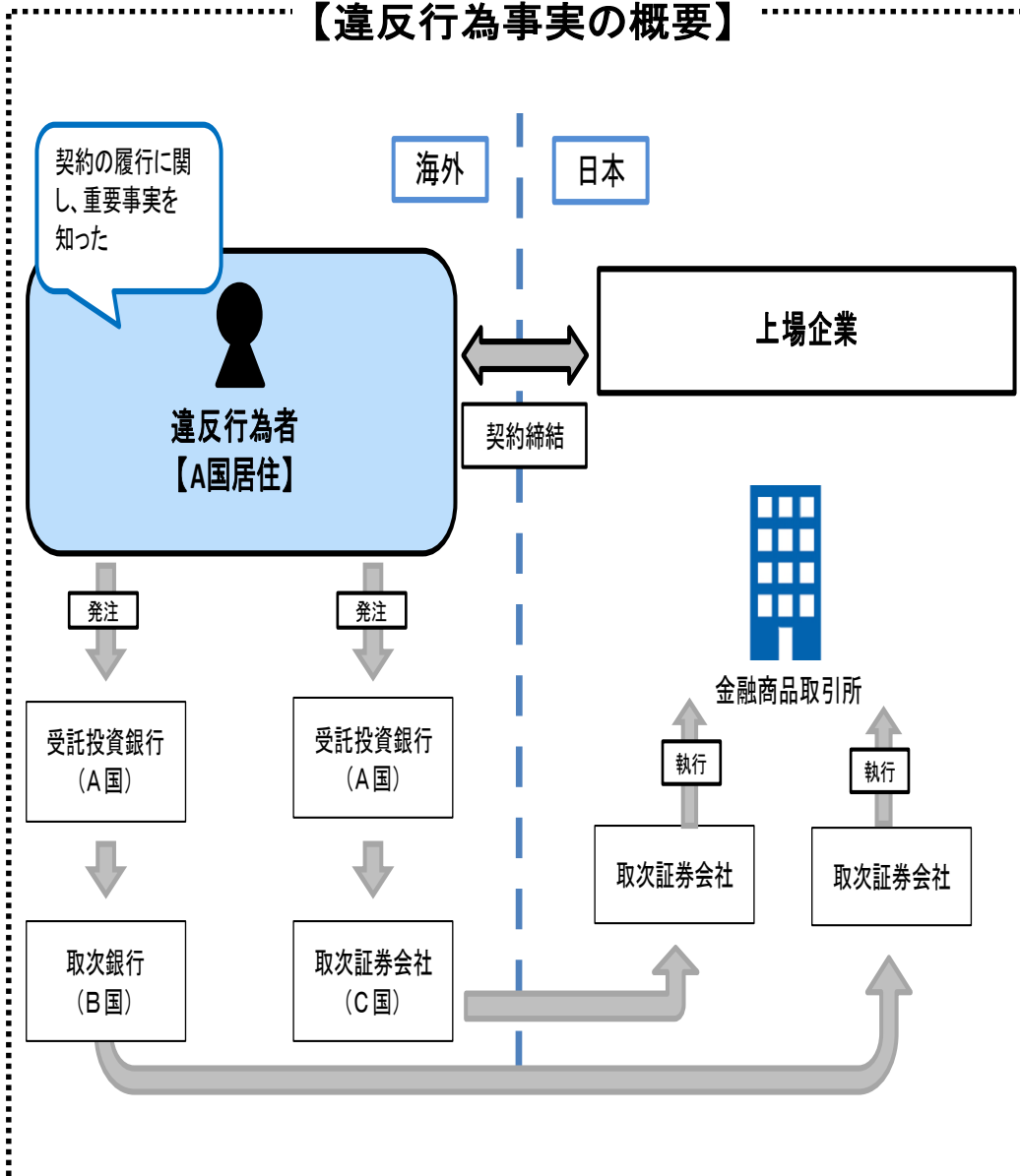
上場会社の社員Xが、職務に関し公開買付け等の事実を知り、利益を得させる目的をもって友人Bに買付けを推奨。社内規定に取引推奨規制が盛り込まれておらず、社内研修においても周知されていなかったもの。

<本事案の特色>

取引推奨行為のみについて勧告した初の事案

海外に居住するサン電子(株)との契約締結者による内部者取引に 対する課徴金納付命令勧告(勧告日:H29.6.30)

【違反行為事実の概要】



<事案概要>

- ・ 課徴金額 1,857万円
- ・ 概要

日本の上場企業と契約を締結していた海外に居住する個人投資家が、その上場企業の業績予想値の下方修正という重要事実を知りながら、その重要事実の公表前に上場企業の株式を売り付けたもの。

<本事案の特色>

本件は、複数の海外当局から支援を得て実態解明を行った。

第一稀元素化学工業株式外6銘柄に係る特殊見せ玉を用いた偽計に対する課徴金納付命令勧告(勧告日:H30.10.5)

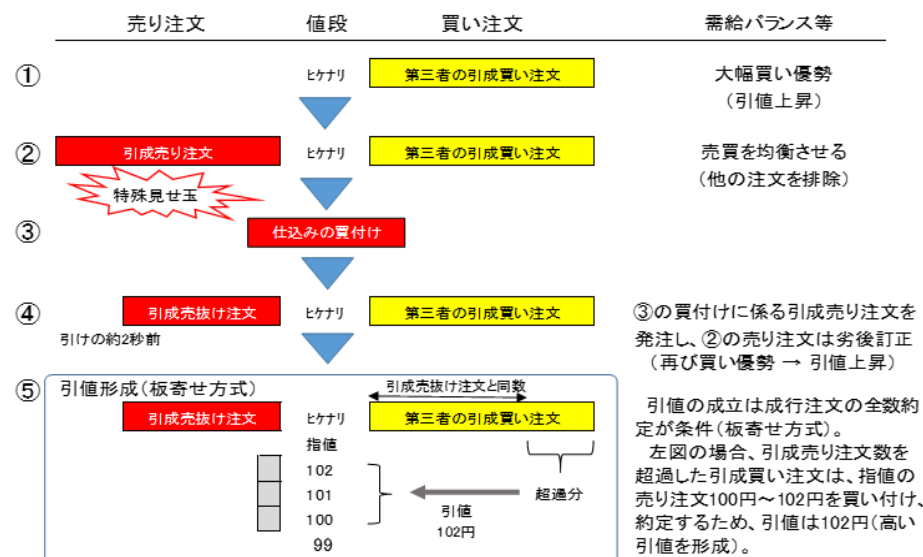
【違反行為事実の概要】

引けの需給バランスに基づいた投資家の取引傾向

投資家	引けにおける需給バランス	【真実の需給バランス】 大幅買い優勢(引値上昇)	【虚偽の需給バランス】 均衡(引値変わらず)
全体傾向		新たに取引を行う	新たな取引を控える
既に株式を保有している投資家		引値が高くなりそうだから引けで売ろう	引けで売ると下がるからやめよう
株式を保有していない投資家		引値が高くなりそうだからその前に買って引けで売ろう	引けで高く売れないから買うのはやめよう

※引けとは、午前(前場)と午後(後場)の最後の取引のこと。

【特殊見せ玉の概要】



※引成(ヒナリ)注文とは、引け(前場・後場)においてのみ有効となる成行注文。

<事案概要>

- 課徴金額 73万円
- 概要

個人投資家が、特殊見せ玉(※)を発注し、場が引ける直前のタイミングに、特殊みせ玉の約定を回避して引けの需給バランスを再び買い優勢として場が引けるようにして、買い付けた株式を高値で売り抜けることを企図したもの。

<本事案の特色>

特殊見せ玉に対し偽計を適用した初の事案

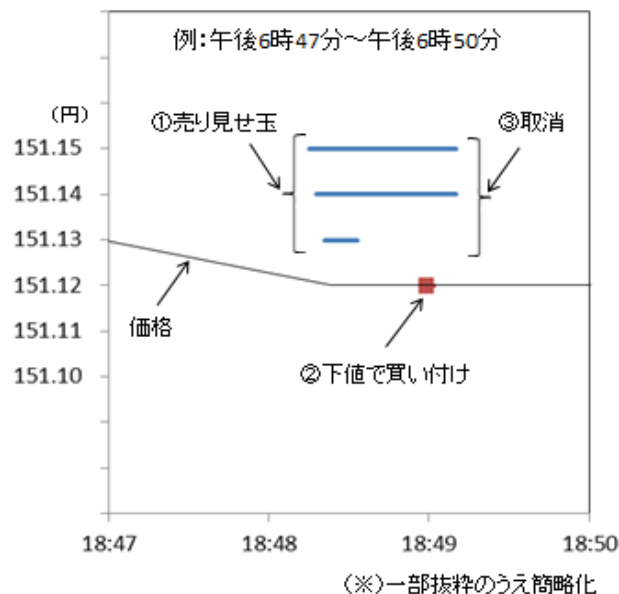
※ 例えば、引成買い注文が優勢となっている銘柄に着目し、約定させる意思のない引成売注文を発注し、売り買いの発注株数が同程度である引けの状況を作出することで、他の投資家の売買を排除しようとする注文。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)による長期国債先物に係る相場操縦に対する課徴金納付命令勧告(勧告日:H30.6.29)

【違反行為事実(一部)と価格の推移(例)】

売り見せ玉の手法

- ①約定する意思のない売り注文を発注する
(下値に他の投資家の売り注文が誘引)
- ②買い注文を発注し、誘引注文と対当させ 買い付ける
- ③数秒後に上記①の注文(売り見せ玉)を取り消す



<事案概要>

- ・ 課徴金額 2億1,837万円
- ・ 概要

大手証券会社のディーリング業務に従事していた者が、長期国債先物について、市場デリバティブ取引を誘引する目的をもって、約定させる意思のない多数の売り注文を発注するなどにより、相場操縦を行ったもの。

<本事案の特色>

証券会社による市場デリバティブ取引に係る相場操縦案件として過去最大の課徴金金額となった。

ナイス株式会社に係る徴金納付命令勧告(R2.6.16)

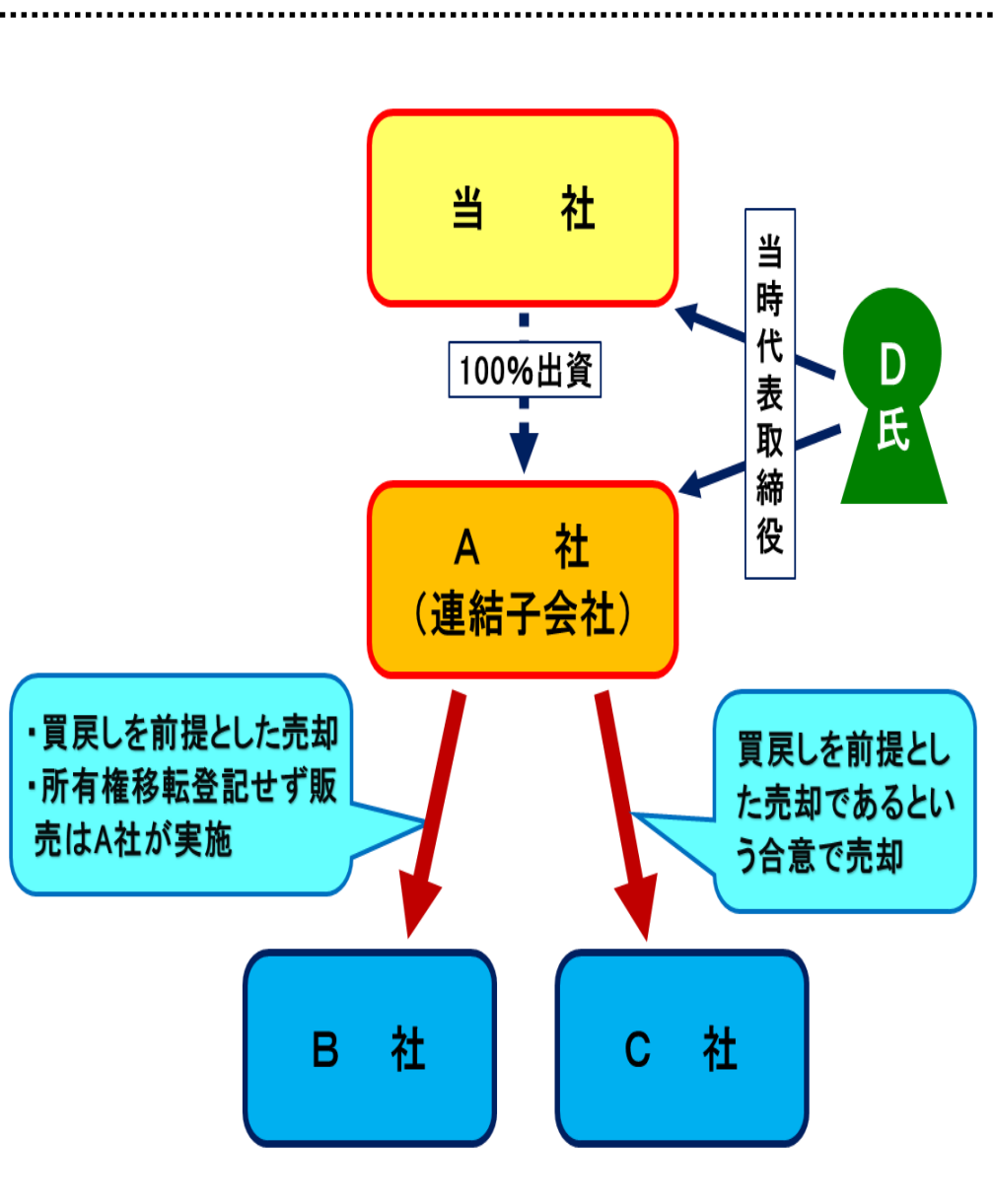
<事案概要>

- ・課徴金額 2,400万円
- ・当社は、

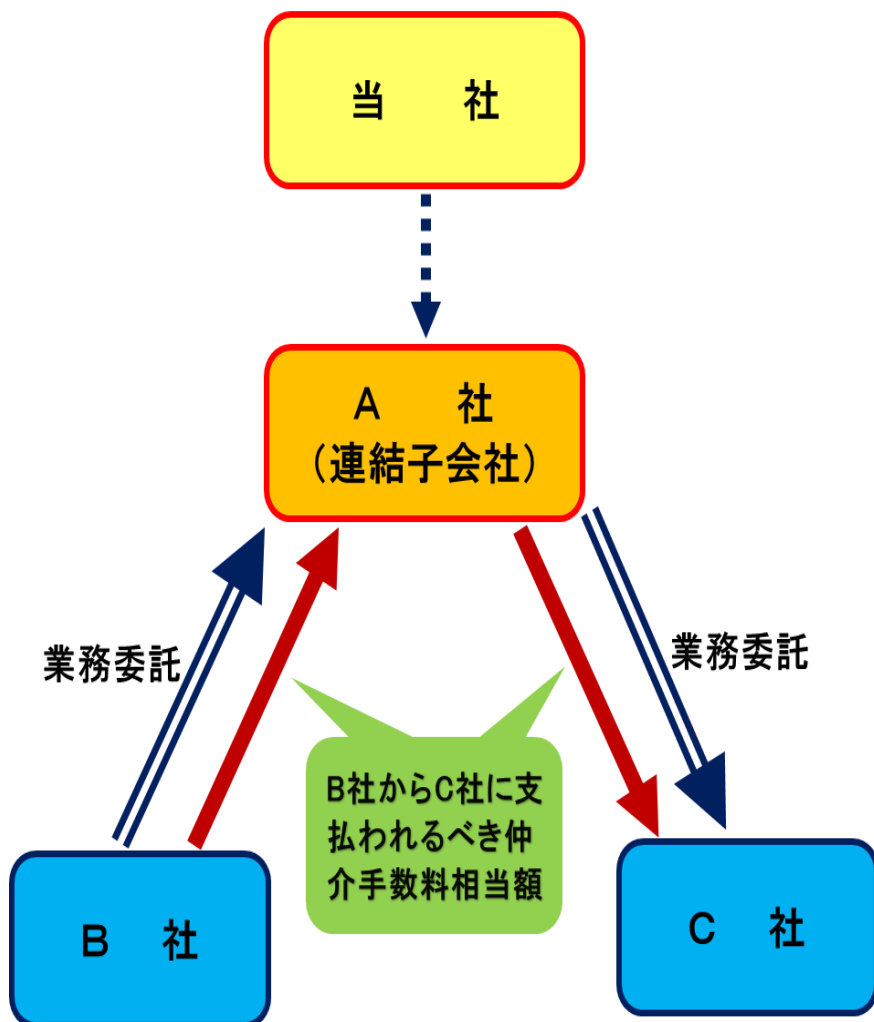
- 連結子会社による販売用不動産の売却について、経済的実体のない売却(買戻しを前提とした売却、売却後も所有権移転登記を行わず、当該連結子会社が引き続き販売代理をしていた売却等)であり、売上計上は認められないにもかかわらず、売上を計上。
- 不採算の子会社を意図的に、また、当時の当社代表取締役が実質的に所有し支配していた会社を連結範囲から除外する等の不適正な会計処理により、過大な当期純利益等を計上した連結財務諸表を記載した有価証券報告書等を提出。

<本事案の特色>

- 虚偽記載等の判明後に提出した有価証券報告書の訂正報告書の一部についても虚偽記載が認められ、課徴金納付命令勧告の対象とした事案。
- 創業家であり、当社株式の過半を保有していた当時の社長の設定した売上目標を達成するための様々な決算対策の中で不適正な会計処理が行われていた事案。



グローム・ホールディングス株式会社に係る徴金納付命令勧告(R2.6.16)



<事案概要>

- 課徴金額 4,395万円
- 当社は、
 - 連結子会社による不動産等売買取引に関し、他の連結子会社によるコンサルティング業務等の取引実態は資金取引であるにもかかわらず、その受領額を売上として計上
 - 当該他の連結子会社が締結したコンテナハウスに関する「工事請負契約」の「商品売買契約」と「工事請負契約」との分割は成立していないにもかかわらず、口頭合意があったとして、「商品売買契約」に基づく売上を計上する等の不適正な会計処理により、過大な当期純利益等を計上した連結財務諸表を記載した有価証券報告書等を提出。

<本事案の特色>

当社の子会社に対する管理体制に不備があり、適切な子会社管理を行っていなかったこと、また、当社及び子会社の元役員に適切な会計処理を行うという認識が欠如していたことを原因・背景とする事案。

日産自動車(株)における有価証券報告書等の虚偽記載に係る 課徴金納付命令勧告(勧告日:R1.12.10)

【違反行為事実の概要】

虚偽記載内容

- ・ 代表取締役会長(当時)の金銭報酬のうち、別名目とした繰延報酬を不開示
- ・ 代表取締役(当時)の1億円以上であった金銭報酬を不開示
- ・ 株価連動型インセンティブ受領権(SAR)について、各取締役への権利付与時の公正価値(開示済)と各取締役の権利行使時の支給額との差額を不開示 ... etc.

有価証券報告書

- 第一部 企業情報
 - 第1 企業の概況
 - 第2 事業の状況
 - 第3 設備の状況
 - 第4 提出会社の状況
 - コーポレート・ガバナンスの状況
 - 役員の報酬等**
 - 第5 経理の状況
 - ⋮
 - ⋮

<事案概要>

- ・ 課徴金額 24億2,489万5,000円
- ・ 概要

当社(有価証券報告書提出会社)は、有価証券報告書中の「コーポレート・ガバナンスの状況」の役員報酬等に関する情報について、実態とは異なる記載を行ったことにより、重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書等を提出。

<本事案の特色>

有価証券報告書の財務情報以外の情報である「コーポレート・ガバナンスの状況」における虚偽記載に対して課徴金納付命令勧告を行った事案。

日本フォームサービス(株)における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告(勧告日:R1.12.6)

【違反行為事実の概要】

有価証券報告書

第一部 企業情報

第1 企業の概況

第2 事業の状況

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

虚偽記載

「取締役会は…原則月1回開催の定例の取締役会を開催し、重要事項はすべて付議され、…」と記載していたが、当社は、取締役会を年3回しか開催しておらず、また、取締役会において重要事項の大部分が付議されていなかった。

この他にも、多数の虚偽記載を認定。

虚偽記載

- ・ 子会社における売り上げ前倒し計上等
 - ・ 未完成品を顧客からの預かり在庫とする売上の前倒し計上
 - ・ 仕入及び買掛金除外並びにその隠蔽操作
 - ・ 架空棚卸資産の計上
- 等

<事案概要>

- ・ 課徴金額 2,400万円
- ・ 概要

当社は、当社及び子会社における売上の前倒し計上、仕入除外による売上原価の過少計上及び固定資産の減損損失の先送り等の不適正な会計処理を行った。

また、有価証券報告書中「コーポレート・ガバナンスの状況」において、取締役会の開催状況等について、実態とは異なる記載を行った。

<本事案の特色>

「コーポレート・ガバナンスの状況」に関する虚偽記載に対して課徴金勧告を行った初の事例。

公認会計士・監査審査会は、課徴金納付命令勧告と同日に、当社の会計監査人に関し、当社等に対する不適正な監査業務等を理由として行政処分等の措置を勧告。

(参考) 監査法人大手門会計事務所に対する検査結果に基づく勧告について(抄)

令和元年12月6日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。)は、公認会計士法第49条の3第2項の規定に基づき、監査法人大手門会計事務所(以下「当監査法人」という。)を検査した結果、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第41条の2の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

1. 業務管理態勢

最高経営責任者は、監査報告書の提出期限内に、無限定適正意見を表明することを最優先と考え、職業的専門家としての正当な注意を払っておらず、また、財務諸表の信頼性を担保するという監査法人として社会から期待された役割と責任を果たす意識が不足していた。こうしたことから、特定の監査業務において、最高経営責任者を含む業務執行社員が、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できなかったと認識していながら、無限定適正意見を表明している極めて不適切な状況が認められている。

2. 品質管理態勢

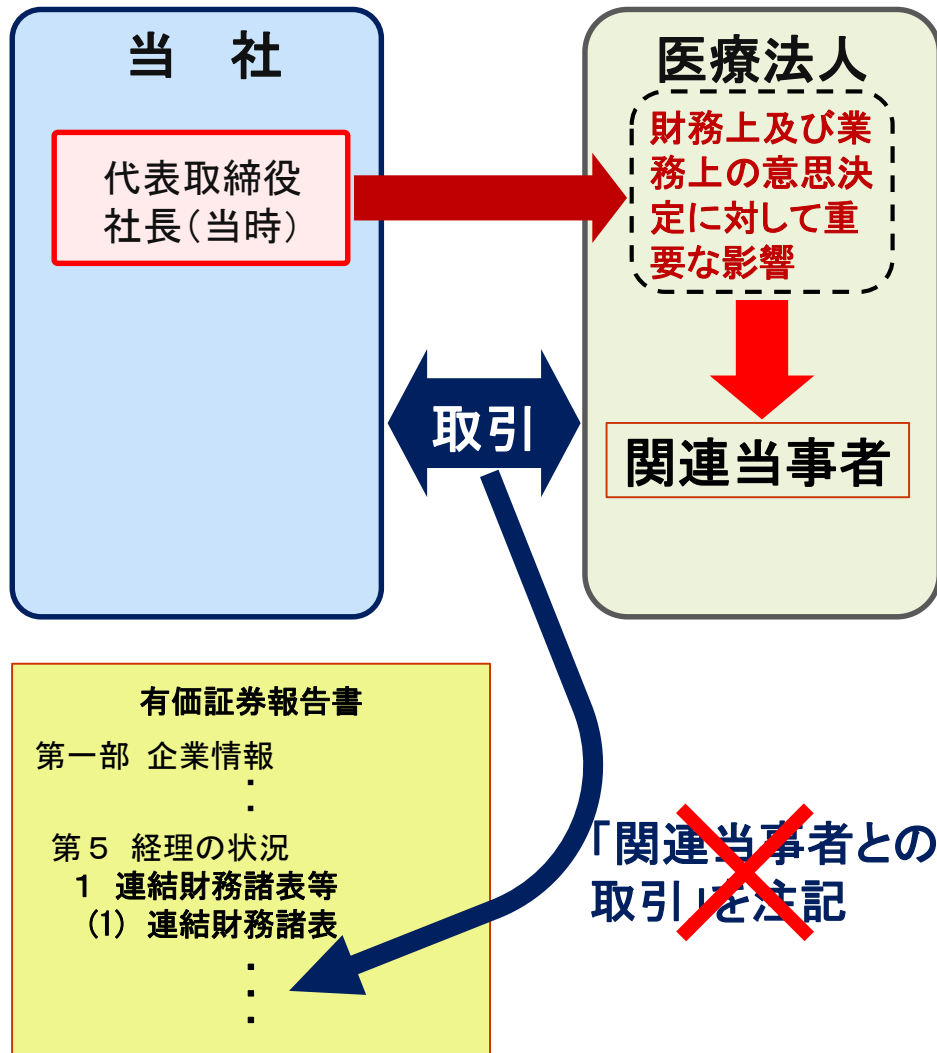
監査契約の新規の締結及び更新に伴うリスク評価等が不十分であること、実効性のある審査実施態勢が構築されていないこと、監査調書を合理的な理由なく修正又は追加できるような状況を容認していること、公認会計士法で禁止されている社員の競業があることなどについて重要な不備が認められるほか、広範に不備が認められており、著しく不適切かつ不十分である。

3. 個別監査業務

検証した全ての個別監査業務において、業務執行社員及び監査補助者に、会計基準及び監査の基準の理解が不足している状況、職業的懐疑心が欠如している状況がみられ、それらに起因する重要な不備を含む不備が広範かつ多数認められており、著しく不適切かつ不十分なものとなっている。

テラ(株)における有価証券報告書等の重要な事項の不記載に係る課徴金納付命令勧告(勧告日:R1.7.19)

【違反行為事実の概要】



<事案概要>

- 課徴金額 2億2,385万円
- 概要

当社の代表取締役(当時)が財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響を有していた医療法人は当社の関連当事者に該当し、当社は、当該医療法人との取引を「関連当事者との取引」として連結財務諸表に注記すべきところ、注記を行わなかった。これにより、当社は、記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等を提出した。

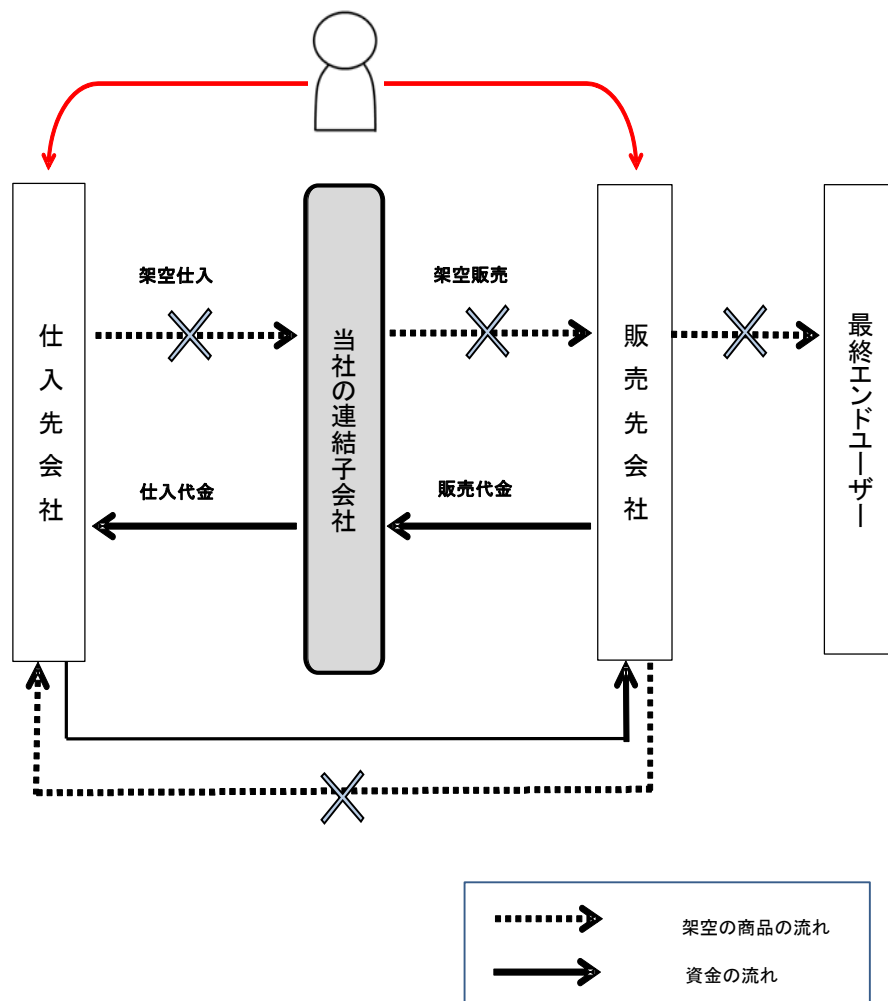
<本事案の特色>

連結財務諸表本表の虚偽記載等ではなく、「関連当事者との取引に関する注記」を記載しなかったことのみを以て、重要な事項の不記載として認定した初の事例。

昭光通商(株)における有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告(循環取引事案)(勧告日:H30.12.14)

【違反行為事実の概要】

代表取締役は同一人物



<事案概要>

・ 課徴金額 2,400万円

・ 概要

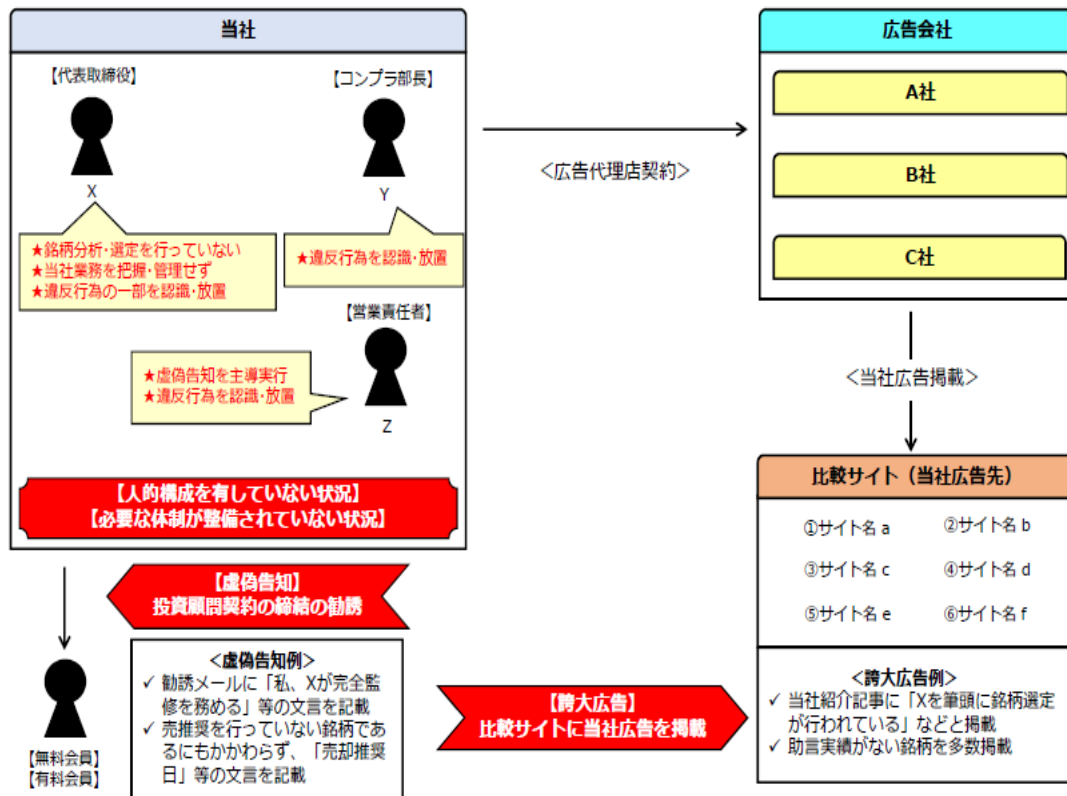
当社(有価証券報告書提出会社)の連結子会社が、同一人物を代表取締役とする仕入先会社と販売先会社との間での架空取引(資金循環取引)を行い、売上を過大に計上する等の不適正な会計処理を行ったことにより、当社は、重要な事項について虚偽記載のある有価証券報告書等を提出。

<本事案の特色>

本事案における同一人物を代表取締役とする仕入先会社と販売先会社との間での資金循環取引と同様の架空取引を行っていた他の2社に対しても、重要な事項について虚偽記載のある有価証券報告書等を提出したとして課徴金納付命令を勧告。

(株)スマートアセットマネジメントに対する検査結果に基づく勧告 (勧告日:R1.9.10)

【違反行為事実の概要】



<事案概要>

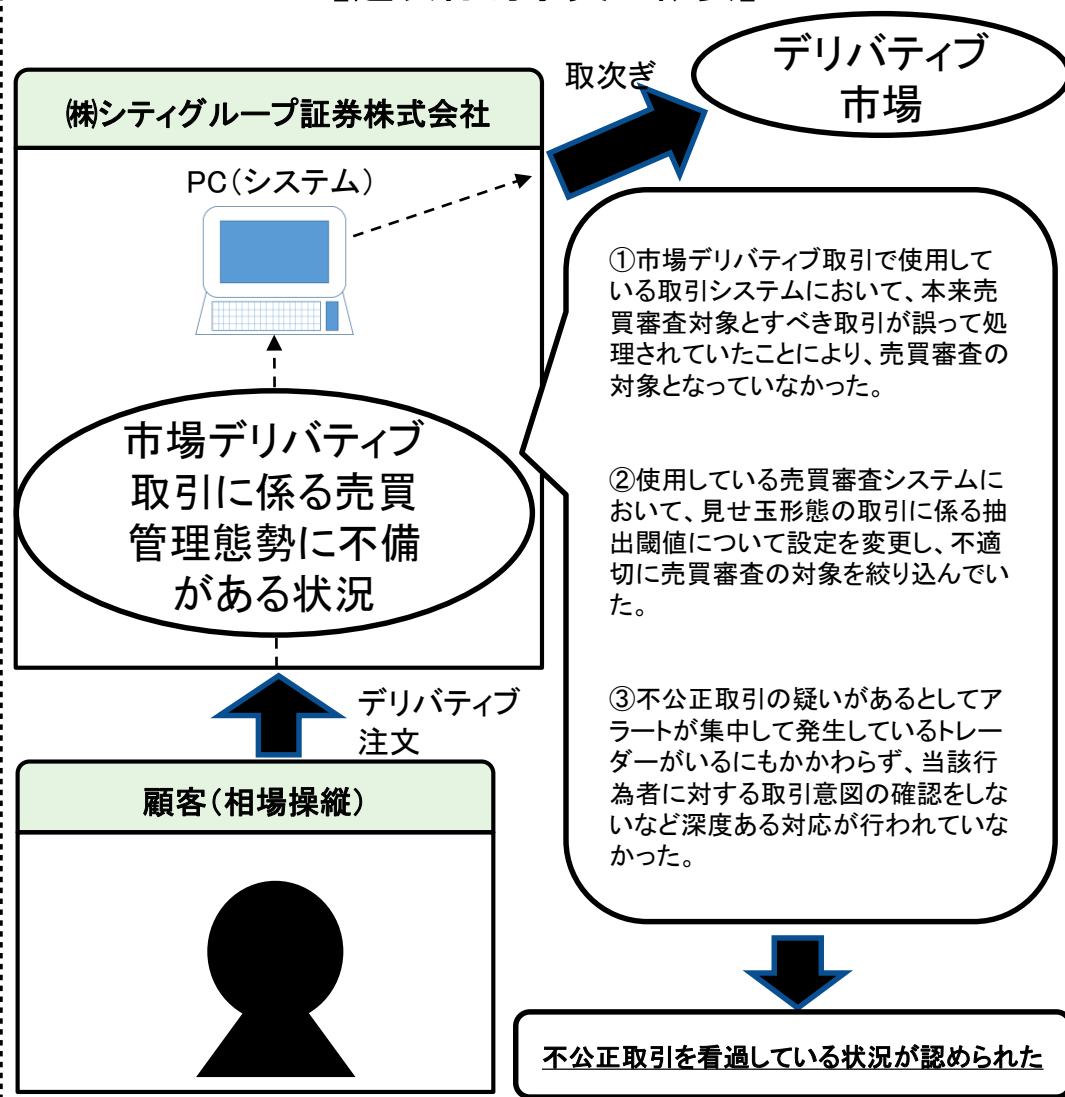
投資顧問契約の締結の勧誘メールにおいて、売推奨を行っていない銘柄であるにもかかわらず、「売却推奨日」等の文言を記載し、虚偽の告知をしたほか、投資助言業者等を比較・評価するウェブサイトにおいて、助言実績がない銘柄を多数掲載するなどしていたもの。

<本事案の特色>

- 比較サイトにおいて、あたかも第三者によって投稿されたかのような外観を装った記事(いわゆる「やらせレビュー」)を多数掲載していた行為について、金融商品取引法違反を認定した事案。
- 勧告に基づく行政処分:登録取り消し

シティグループ証券(株)に対する検査結果に基づく勧告 (勧告日:H31.4.19)

【違反行為事実の概要】



<事案概要>

左記のとおり、市場デリバティブ取引に係る売買管理態勢に不備がある状況下、当社において、長期国債先物に係る相場操縦取引を受託・執行し、当該不公正取引を看過している状況が認められた。

<本事案の特色>

- 当該問題点は、海外本社の取引システムを当社が十分な検証を行わないまま導入したことなどに起因するものであり、グローバルに展開する他の証券会社に対する検査の着眼点につながった事案。
- 勧告に基づく行政処分:業務改善命令

東洋証券(株)への検査結果に基づく行政処分勧告

(勧告日:H30.10.30)

【違反行為事実の概要】

経営陣、
営業本部等

営業員

米国株式の乗換勧誘、
虚偽表示・誤解表示

売買(手数料)

高齢顧客

※ 経営陣は、問題を把握したが、改善を指示せず。
営業部門の責任者は、社内検査で何度も問題を指摘されたが、営業員に手数料目標の達成を要請。

<事案概要>

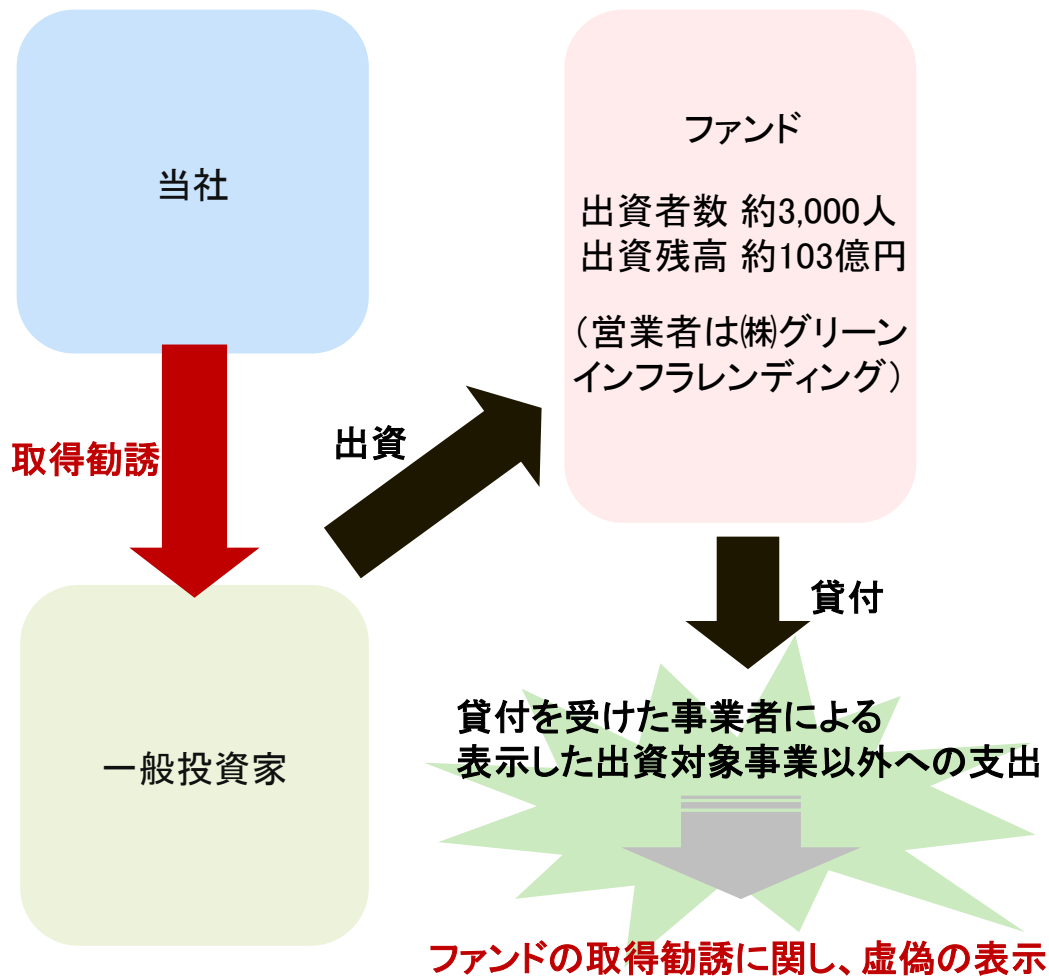
多数の営業員が、高齢顧客に対し、米国株式の乗換の勧誘に応じってもらうため、売却損失を実際の額より過少に伝えるなどといった虚偽表示や、誤解を生じさせる表示を行っていたもの。

<本事案の特色>

- ・ 収益を優先する企業風土が強く根付いており、コンプライアンスを軽視していた結果、米国株式取引の勧誘において虚偽表示等の法令違反が認められた事案。
- ・ 勧告に基づく行政処分:業務改善命令

maneoマーケット(株)に対する検査結果に基づく勧告 (勧告日:H30.7.6)

【違反行為事実の概要】



<事案概要>

当社がウェブサイト上で取得勧誘を行ったファンドについて、表示していた出資対象事業と異なる事業へファンド資金を支出しているという虚偽の表示に基づく取得勧誘が行われていた。

<本事案の特色>

- ・ ソーシャルレンディングに関し、問題のあるファンドの実態を解明することにより、被害の拡大を防止することができた事案。
- ・ 勧告に基づく行政処分:業務改善命令

ファンドクリエーション・アール・エム(株)に対する検査結果に基づく勧告(勧告日:H29.3.29)

【違反行為事実の概要】

不動産証券投資信託

投資一任契約及びSPCの意思決定

当社

SPC

SPC

SPC

より有利
な売却先

不動産や
信託受益権

検討せず
売却

売却

グループ
会社A

グループ
会社B

連帯保証等

変更

グループ会社Bの連帯
保証等をSPCに変更

連帯保証等

ハンバンク

不動産信託受益権取得の
ための融資

<事案概要>

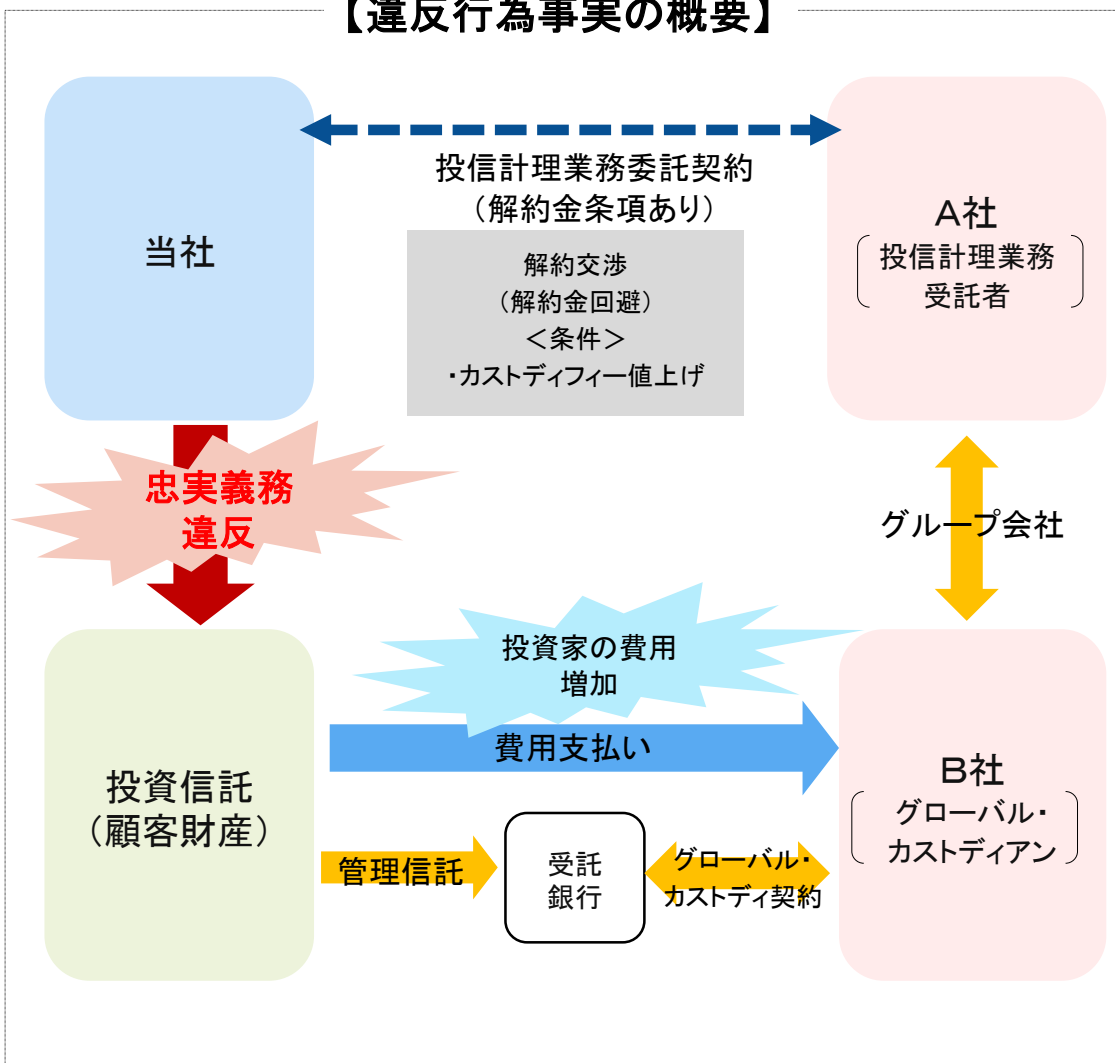
当社が投資一任契約により資産運用を行っている不動産証券投資信託において、当該投資信託の利益ではなく、グループ会社の利益を優先し、運用財産の売却や連帯保証等の変更を行った。

<本事案の特色>

- グループに所属する投資運用業者の独立性確保や利益相反管理態勢の構築が不十分であった事案。
- 勧告に基づく行政処分:業務改善命令

イーストスプリング・インベストメンツ(株)に対する検査結果に基づく 勧告(勧告日:R2.3.27)

【違反行為事実の概要】



<事案概要>

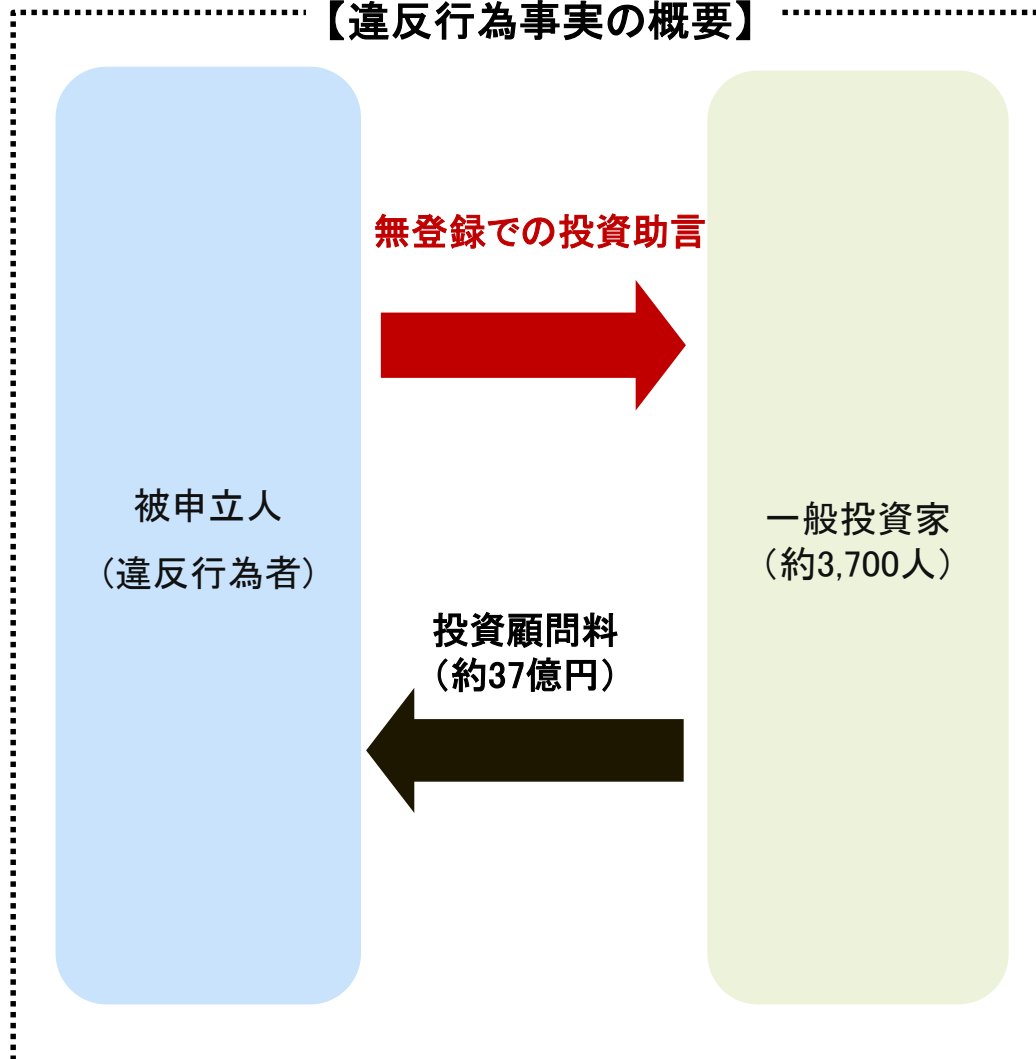
当社は、自らが運用する投資信託に係る投信計理業務委託契約の解消に向けた交渉において、業務受託者(A社)のグループ会社(B社)に対するカストディフィーの値上げが条件として提示されたところ、その合理性等について何ら確認することなくこれを容認し、解約金の発生を回避している。これにより投資信託(顧客財産)に費用増加を生じさせる結果となる中で運用を行っているなど、受益者のために忠実に投資運用業を行っていない状況が認められたもの。

<本事案の特色>

- 投資信託の費用負担等に関して忠実義務違反を適用した初めての事案。
- 勧告に基づく行政処分:業務停止命令(2ヶ月)

(株) JG-company及びその役員等による金商法違反行為に係る 裁判所への禁止命令等発出の申立て(申立日:H30.3.2)

【違反行為事実の概要】



<事案概要>

- ・ 無登録業者による法令違反行為について、裁判所へ禁止・停止命令の申立てを行ったもの。
- ・ 被申立人(違反行為者)らが、金商業の登録を受けないまま、ウェブサイト上で無料会員となった一般投資家に対して、虚偽の投資実績等を説明の上、投資顧問契約の締結を勧誘し、契約者へ投資助言を行い、約3,700人から37億円超の投資顧問料を得るなどした。

<本事案の特色>

無登録投資助言業について申立てを行った初めての事案。

開示制度改正の全体像

記述情報(有価証券報告書)の見直し

- **記述情報の記載の充実** (※)
(経営戦略、経営者による経営成績等の分析(MD&A)、リスク情報等)
- **監査関係の情報の拡充**
(監査役会等の活動状況、監査人の継続監査期間等)

- **ガバナンス情報の拡充**
(役員報酬、政策保有株式等)

「記述情報の開示に関する原則」、
「記述情報の開示の好事例集」の公表

2019年3月期～

2020年3月期～

2021年3月期～

企業情報の
開示充実

KAM
全面適用開始

KAM
早期適用開始

監査報告書の見直し(KAMの導入)

監査報告書に「監査上の主要な検討事項(Key Audit Matters:KAM)」を記載することなど

(※) 経営の目線での開示など、記述情報の開示の考え方等を整理

(参考) 監査の状況に係る改正開示府令のポイント

金融庁資料

改正開示府令のポイント

(2020年3月期から適用 ※ 一部、2019年3月期から適用済)

【監査役会等の活動状況】

○ 監査役会等の活動状況として、以下の内容を記載

- ✓ 監査役会等の開催頻度・主な検討事項
- ✓ 個々の監査役等の出席状況
- ✓ 常勤監査役の活動 等

【会計監査に関する情報】

○ 会計監査に関する情報の充実に向け、以下の内容を記載

- ✓ 企業が適正な監査の確保に向けて監査人を行っている取組み
- ✓ 監査役会等による監査人の選任・再任の方針及び理由
- ✓ 監査人監査の評価

2019年3月期から適用済

- ✓ 監査人の継続監査期間
- ✓ 監査業務と非監査業務に区分したネットワークベースの報酬額・業務内容
(企業側の負担も勘案して重要性も考慮)

【総覧性の向上】

○ 有価証券報告書における総覧性の向上の観点から、会社法上開示されている以下の内容を記載

- ✓ 監査人の解任・不再任の方針
- ✓ 監査役会等が監査報酬額に同意した理由
- ✓ 監査人の業務停止処分に係る事項

2019年3月期から適用済

御清聴ありがとうございました！